

名古屋市告示第537号

名古屋市農業文化園の臨時開園について

名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）第 6条第 3項の規定に基づき、一部の施設について次のとおり休園日に臨時に開園します。

令和 7年10月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開園する施設

フラワーセンター

2 臨時に開園する日

令和 7年10月27日（月）及び同年12月15日（月）

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課